大口・多頻度割引制度申込書

首都高速道路㈱、東日本高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、
本州四国連絡高速道路㈱の管理する高速・有料道路利用にあたり、ETCコーポレートカードを利用したく、
下記のとおり申込みいたします。

申込み枚数　　枚　　預り保証金　　円

誓約書

平成　　年　　月　　日

ファンクシード協同組合
　代表理事　髙橋　奉嗣　殿

大口・多頻度制度申込みにあたり、次の事項について遵守することを誓約いたします。

1. 大口・多頻度制度利用約款を遵守いたします。万が一、約款違反による割引停止等の損害が生じた場合は、貴組合が被る損害を全額弁償いたします。
2. 別紙、届出をした登録車両以外でのETCコーポレートカードの使用は絶対にいたしません。
3. 大口・多頻度制度を他の組合等で申込み、又は利用はいたしません。
4. 月額利用額が50万円を超えた場合は利用額の1ヶ月分を、100万円を超えた場合は利用額の2ヶ月分を別途保証金として指定される日までに預託いたします。
5. 大口・多頻度制度における後納通行料金につき支払不能、又は延滞等が2回以上に渡り発生した場合、年間最高利用月額の2ヶ月分に満までの期間は、割引額について貴組合へ積立てることを了承する、もしくはETCコーポレートカードの返却をいたします。
6. 車両制限令反覆違反車両の通行により、割引停止等の処置が実施された場合は、貴組合が被る損害を全額弁償いたします。
7. 代表者は連帯保証人として、一切の債務について申込事業者と連帯して債務履行の責任を負うことを了承いたします。
8. 当社の故意なる行為によって損害が発生した場合は、貴組合が被る損害を全額弁償いたします。

住　　所

事業者名

㊞

代表者名
（連帯保証人）

㊞

区分	申込日	申請日	発行日
新規・追加			